

「信用取引に関する説明書（契約締結前交付書面）＜『オンライン信用取引サービス』用＞」
 および「オンライン信用取引取扱規定」の新旧対照表

（改定日：平成 25 年 2 月 18 日）

改定箇所	変更後	現在
3 ページ 3 段落目	信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の 20%未満となった場合には、これが 20%以上となるために必要な額を、翌営業日の振替指示が可能な時間内に、野村ホームトレードによって振替えていただく必要があります。 <u>なお、20%未満となった翌営業日に建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）を決済（反対売買に限ります）された場合、当該決済建玉の 20%分の金額を、振替を必要とする額から減算いたします。</u>	信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の 20%未満となった場合には、これが 20%以上となるために必要な額を、翌営業日の振替指示が可能な時間内に、野村ホームトレードによって振替えていただく必要があります。
10 ページ 別紙 3 掛目一覧に 続く部分	建玉に評価損が出たり（評価損の額は、差し入れた委託保証金の額から控除されます）、代用有価証券が値下がりして、建玉の売買代金総額に対する委託保証金の率（維持率）が 20%未満になったときは、維持率が 20%以上となるために必要な保証金を、翌営業日の振替指示が可能な時間内に、野村ホームトレードによって振替えていただきます。 <u>なお、維持率が 20%未満となった翌営業日に建玉を決済（反対売買に限ります）された場合、当該決済建玉の 20%分の金額を、振替を必要とする額から減算いたします。</u>	建玉に評価損が出たり（評価損の額は、差し入れた委託保証金の額から控除されます）、代用有価証券が値下がりして、建玉の売買代金総額に対する委託保証金の率（維持率）が 20%未満になったときは、維持率が 20%以上となるために必要な保証金を、翌営業日の振替指示が可能な時間内に、野村ホームトレードによって振替えていただきます。
「オンライン信用取引取扱規定」 20 ページ 第 8 条	維持率が 20%を下回った場合、お客様は下回った日の翌営業日までに、維持率を 20%以上とするために必要となる委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に追加差し入れするものとします。 <u>この場合、維持率が 20%未満となった翌営業日に建玉を決済（反対売買に限ります）されたときには、当該決済建玉の 20%分の金額を、差し入れを必要とする額から減算いたします。</u> また、建玉に評価損が生じている場合において、当社が請求したときは、当社が請求した日の翌営業日までに、その評価損に相当する額の委託保証金を追加差し入れするものとします。	維持率が 20%を下回った場合、お客様は下回った日の翌営業日までに、維持率を 20%以上とするために必要となる委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に追加差し入れするものとします。また、建玉に評価損が生じている場合において、当社が請求したときは、当社が請求した日の翌営業日までに、その評価損に相当する額の委託保証金を追加差し入れするものとします。